

■今年もやります 村民フットサル大会

村民フットサル大会を11月19日（日）に占冠中学校体育館で開催いたします。

初心者や経験者、運動不足の方など、どなたでも参加できますので、たくさんの申込みをお待ちしています。

日時：平成29年11月19日（日）9：00～

場所：占冠中学校体育館

チーム編成：4人1チーム

（ただし、小学生・女性は2人で1人扱いとします）

申込み：11月13日（月）までに占冠村教育委員会社会
教育担当（電話：56-2183）へご連絡ください。

※人数が足りずチームができない場合でも、事務局にてチームを組むこともできますので、お気軽にご相談ください。

■占冠村「みんなの学校」上映会

地域住民の皆様の支援も積極的に受け入れ「地域に開かれた学校づくり」を理念とした大阪市内の小学校の取り組みを映画化した「みんなの学校」の上映会を開催します。

地域ぐるみでの子どもたちの育て方、地域に根ざした学校のあり方について大変参考になると思いますので、多くの村民の皆様のご参加をお待ちしております。

日時：平成29年11月27日（月）18:00～20:00

場所：占冠村コミュニティプラザ多目的ホール

入場料：無料（ご覧になりたい方は当日会場ま

でお越しください）

※トマム地区にはバスを配車します。

17：00トマムコミュニティセンター前発

■放課後子ども教室「放課後キッズスペース」がスタート！

公民館では、10月より「放課後キッズスペース」を占冠中央小学校でスタートさせました。

この取り組みは、これまでの放課後の「見守り」に加えて、全ての児童を対象に、安心・安全な放課後の居場所の創出と子どもたちに多様な体験の場を提供し、自ら考え行動する力を育み、学力・運動能力の向上をめざすことを目的としています。当面は毎週火・木曜日で開催し、地域住民との交流を通して活動内容を広げていく予定です。

これまで同様、家庭・学校・地域が一つになって、地域ぐるみで子どもを育てることをめざし、地域住民の皆様のご協力により運営してまいりたいと存じますので、ご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。



第1回目はバスケットボールを体験

平成29年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の公表について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和31年法律第162号) 第26条第1項の規定により、平成28年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について、下記のとおり公表しますのでご覧ください。

記

公表場所 占冠村コミュニティプラザ図書室
トマムコミュニティセンター図書室

【野生動物対策の状況について】

村内の野生動物に関する情報をお知らせいたします。



エゾシカ

おくやまにもみぢふみわけなくしかのこゑきくときぞあきはかなしき（猿丸太夫・百人一首）。

今秋は見事な紅葉でした。繁殖期の雄ジカ独特の鳴き声（ラッティングコール）は、聞いたでしょうか。うるさい、気持ち悪い等の声も耳にしますが、折角ですので、恋しい誰かを想いながら、しみじみと秋の「かなしさ」を味わうのもオツなものかと思えます。

9月の駆除捕獲数は25頭で、本年4月以降で最も少ないものの、過去4年間の同月のいずれよりも多く、従事者各位の努力の賜物と思われまます。



ヒグマ

10～11月、占冠村のヒグマはドングリ（ミズナラ）、クルミ（オニグルミ）、コクワ、ヤマブドウを主要な餌にしているようです。

一般にドングリが不作の秋は、ヒグマの市街地出没が増えると言われます。村内では、この秋のドングリはやや不作で、クルミの比重が高くなっていると見られます。こ



クルミを食べるヒグマの親子
(10/14双珠別)



噛み砕かれたクルミ

■お問い合わせ
林業振興室

電話 56-2174

の結果、河川、農地、道路周辺のクルミ地帯にヒグマが集まっていることが考えられ、実際、10月前半はクルミ採餌由来の目撃が増えています。

ヒグマたちが餌の乏しさで、人への警戒を薄めて人里に下れば、自ずと遭遇の頻度も高まります。屋外で行動の際は、ヒグマの好みそうな場所、見通しの悪い場所に近づかないようお願いします。また、屋外に保管された食べ物、山野に遺棄されたゴミとヒグマが接近し、執着を招いた結果、積極的な対人攻撃に繋がる危険も高まると思われます。食べ物、ゴミの適切な管理をお願いします。

村では、危険の有無に関わらず、どこでどんな個体が何をしているのか、情報を集めています。行動に危険性か異常性がなければ監視のみとなりますが、状況により排除を含めた対策を講じます。

情報提供や慎重な行動など、皆様の力を合わせて今秋を乗り切り、ヒグマ人身事故ゼロを積み重ねてまいりましょう。

◆占冠村猟区について◆

10月は道内の多くの市町村が前後してシカ猟期に入り、村も猟区として10月1日よりハンターを受け入れています。お知らせしてありますとおり、村では猟区制度のもと、狩猟の事前承認と直接管理をしています。10月は3名のハンターが入れ替わりに計6日入りました。1頭しか捕獲できませんでしたが、事故、違反もなく、鮮やかな紅葉を楽しまれたことと思います。

こちう駐在所



です

■冬の交通安全運動

くわたろうか 迷う気持ちは 赤信号く

実施期間 11月11日～11月20日までの10日間

〔運動重点及び交通事故防止のポイント〕

① 高齢者の交通事故防止

◆ 外出する時はドライバードに目立つように、明るい色の服装を心がけ夜光反射材を身につけましょう。

◆ 道路を横断するときは、信号機や横断歩道を利用しましょう。

◆ 横断前の安全確認はもちろん、横断中にも常に左右の安全を確認しましょう。

② 凍結路面等のスリップによる交通事故防止

◆ 早めに冬用タイヤに交換して、急な降雪や凍結路面に対応できるよう準備しましょう。特に山間部や峠を通行する際は、必ず冬タイヤを装着しましょう。

◆ 日かげや橋の上、トンネルなどでは、路面が凍結している場合があるので、路面状況を確認して安全な速度で運転しましょう。

③ 飲酒運転の根絶

◆ 飲酒運転は悪質な犯罪です！「飲酒運転をしない、させない、許さない」を合言葉に、北海道から飲酒運転をなくしましょう。

◆ 二日酔いで運転も「飲酒運転」です。少しでも身体にアルコールが残っているようなら、運転は絶対に対にやめましょう。

占冠駐在所
56-2110